

進学したい気持ちを、あきらめない。

令和9年度進学予定者募集 中野区給付型奨学金

返済
不要

入学金・
授業料等の
負担を軽減

対 象

令和9年度に大学・短大・高専(4・5年)・専門学校へ進学する方

※大学等に在学中の方も含めた募集は、来年度実施予定です。

※対象となる学校は、国が対象校として確認した学校に限られます。

募集時期

令和8年8月14日(金)～10月14日(水)

募集人数

80人程度

※応募者数が募集人数を超えた場合は、
収入要件に基づき選考を行います。



国制度だけでは支援が届きにくい方にも！

この奨学金は、国の「高等教育の修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免)」を基本としています。

国制度による支援を受ける方には、区がさらに支援を上乗せします。

また、国制度の対象にならない方(中間所得層や、高校卒業後一定期間を経て進学する方等)についても、
区独自の支援で進学を応援します。



▼支給額例(国制度の対象となる場合)

【例】私立大学に自宅から進学するAさんの場合

・国の支援額 **48万円** (入学金9万円、授業料等39万円 ※授業料の減免額含む。)

・区の支給額 **114万円** (入学金17万円、授業料等77万円、授業料上乗せ支援20万円)

⇒年額(国支援+区支給) **162万円**

※学生本人と保護者等の支給額算定基準額の合計を25,600円以上、51,300円未満と想定
※進学先の学費等が、支給額上限を超えるものとする。



▲申請方法等
詳しくは、
区HPを
ご覧ください。

／ まずは対象かどうかをチェック！ ／



大学・短大・専門学校等への進学を予定している。



保護者等が中野区に1年以上居住している。



世帯収入等の要件を満たしている。

※詳しい要件は区HPでご確認ください。

全てに当てはまる方は、対象となる可能性があります！



申請の流れ

※国制度：高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）

	国制度の対象となる可能性がある方	国制度の対象とならない方
STEP 1 ~10/14	区へ申請 + 国へ申請	区へ申請
STEP 2 10月~11月頃	区の要件審査 ※国制度の対象となる方は、国制度への採用が要件になります。	区の要件審査 (成績や学修意欲も審査します。)
STEP 3 12月頃	区奨学生として内定	区奨学生として内定
STEP 4 進学後4月~	区へ申請 (進学状況等の申告)	区へ申請 (進学状況等の申告)
STEP 5 進学後7月以降	区奨学金支給	区奨学金支給

Q & A

- Q** 国制度に採用されないと、中野区の奨学金は受けられませんか。
- A** 国制度の対象となる可能性がある方は、まず国制度の採用が必要となります。
採用されない場合は、原則、対象外となります。
ただし、進学時期や収入要件などで、国制度の対象とならない方は、国制度への採用は要件ではありません。
- Q** 国の結果が出ていなくても申請できますか？
- A** 申請できます。国制度の対象となる可能性がある方は、国への申請とあわせて区へ申請してください。
- Q** 具体的にはいくら貰えますか。
- A** 国制度の対象となる方は、国の認定区分が第Ⅱ区分・第Ⅲ区分の場合でも、区が上乘せして国の第Ⅰ区分相当となるよう支給します。さらに、区独自の加算(最大年間20万円)もあります。
また、国制度の対象とならない中間所得層の方にも、国の第Ⅰ区分の3分の2相当を目安として、区独自の給付型奨学金を支給します。